富 山 県　伏木海陸運送株式会社、株式会社丸共組、伏木貨物株式会社、北陸日本海油送株式会社、富山港湾運送株式会社、富山太平洋物流株式会社、ＦＫＫエンジニアリング株式会社、日本海産業株式会社、ＦＫＫエアーサービス株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所伏木富山事務所
石 川 県　七尾海陸運送株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所七尾現業所
福 井 県　敦賀海陸運輸株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所敦賀事務所
京 都 府　飯野港運株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所舞鶴現業所
鳥 取 県　境港海陸運送株式会社

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、大分労働局の関係労働者を代表する者藤本雅史の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 26 年６月 11 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、大分労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
３　推薦締切日　平成26年６月25日
４　推薦書及び添付書類の提出場所　大分労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諮　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人金子寛志の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 26 年６月 11 日　　秋田地方法務局

元当局所属公証人尾﨑一雄の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 26 年６月 11 日　　京都地方法務局

元当局所属公証人伊關義正の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 26 年６月 11 日　　京都地方法務局

所得税法第 214 条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年６月 11 日

館林税務署長　中坪　敬治

届出した者　齋藤　福澄
事務所等の名称　齋藤　福澄
事務所等の所在地　群馬県邑楽郡大泉町東小泉２丁目10番29号
責任者の氏名　齋藤　福澄
証明書の有効期限　平成26年９月５日

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 26 年６月 11 日

経済産業大臣　茂木　敏充

名　　称	本 店 の 所 在 地	許 可 番 号	営業廃止年月日
株式会社フラワーかごせ（旧株式会社徳島末広殿互助会）	徳島県徳島市蔵本町２丁目16番地の２	互第7015号	平成26年５月20日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 26 年６月 11 日

四国経済産業局長　寺嶋　　充

次表に掲げる者が供託した営業保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成26年８月11日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成26年８月11日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本　店　の　所　在　地	営業廃止年月日
株式会社フラワーかごせ（旧株式会社徳島末広殿互助会）	徳島県徳島市蔵本町２丁目16番地の２	平成26年５月20日

記

あて先　〒760―8512　香川県高松市サンポート３番33号
四国経済産業局産業部消費経済課
電話　087―811―8526

様式

申　　出　　書

四国経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。